

改正	2008年1月16日	2015年1月30日 (題名改称)
	2016年2月10日	2017年3月8日 (題名改称)

(目的)

第1条 この内規は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の趣旨に則るとともに、同志社女子大学研究倫理規準（以下「規準」という。）第12条に反する行為（以下「研究費の不正使用等」という。）が生じた場合における本学の対応に関する必要な事項を定める。

2 本学教職員には、有期の常勤教職員を含む。

(告発等)

第2条 学術情報部学術研究支援課は、研究費の不正使用等に係る告発及び情報提供（以下「告発等」という。）の窓口となる。

2 本学教職員の研究費の不正使用等が存在すると疑う者は、前項で定めた窓口で告発等を行うことができる。

(研究倫理委員会委員長への報告)

第3条 学術研究支援課長は、前条の告発等が行われた場合、遅滞なく同志社女子大学研究倫理委員会（以下「研究倫理委員会」という。）委員長（以下「委員長」という。）に報告する。

(調査)

第4条 委員長は、前条の報告が行われた場合、告発等のあった日から30日以内に、調査を実施するか否かを決定し学長に報告する。

2 学長は当該調査の要否を配分機関及び文部科学省に報告する。

3 委員長は、調査を実施することを決定した場合、学長と協議のうえ速やかに研究倫理委員会に調査を指示する。

4 研究倫理委員会は、委員長から前項の調査を指示された場合は、調査を実施し、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

5 委員長は、前項の調査結果について、学長に報告する。

(調査への協力)

第5条 研究費の不正使用等の調査事案に係る者は、この内規に基づく調査に際して協力を求められた場合には、応じなければならない。

(配分機関及び文部科学省への報告及び現地調査等への協力)

第6条 学長は調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関及び文部科学省に報告、協議する。

2 学長は告発等のあった日から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関及び文部科学省に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告書を提出する。

3 学長は調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関及び文部科学省に報告する。

4 学長は配分機関及び文部科学省の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告書等を提出する。

5 学長は調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に関して配分機関及び文部

科学省が実施する現地調査等に応じる。

(不利益扱いの禁止)

第7条 本学の関係者は、告発人等及び調査に協力した者に対して、そのことを理由とした不利益な扱いをしてはならない。

(悪意に基づく告発等)

第8条 委員長は、第2条の研究費の不正使用等の告発等に関し、悪意に基づく虚偽の告発等を行った者について、学長に報告する。ただし、委員長は、第4条の調査において、研究費の不正使用等の存在が認定されなかったことをもって、直ちに悪意に基づく告発等とみなしてはならない。

(内部監査)

第9条 公的研究費の適正な運営・管理のために、法人監査室は「同志社内部監査規程」に基づき、内部監査を実施する。

(監査担当者の権限)

第10条 監査担当者は、前条の監査に関連する場合、研究倫理委員会に出席することができる。

2 監査担当者は、前条の監査を行うため、部、科、所、センター、室、課、事務室、委員会（以下「部課等」という。）に対して当該監査に関する資料の提出を求め、関係者から事情を聴取することができる。

3 監査担当者は、監査結果について、学長に報告する。

(研究費の不正使用等に関与した学外者の取扱い)

第11条 研究倫理委員会による調査、及び監査担当者による監査の結果、研究費の不正使用等に学外者が関与していたことが明らかになった場合、委員長、若しくは監査担当者は、結果を学長に報告する。

(本学の措置)

第12条 学長は、第4条、第8条及び第10条の報告を受け、不正が確認された場合は「学校法人同志社懲戒規程」の手續に従う。

2 学長は、第11条の報告を受けた場合は、学外者に対し取引の停止を含む必要な措置を講じる。

(秘密保持)

第13条 この内規に定める、告発、情報提供、調査等に関わった者は、関係者の名誉及びプライバシーその他の他人権を尊重し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務)

第14条 この内規に関する事務は、学術情報部学術研究支援課が行う。ただし、必要な場合は、関係部課の協力を得ることができる。

(改廃)

第15条 この内規の改廃は、常任委員会及び評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この内規は、2017年4月1日から施行する。